大竹市上下水道料金審議会資料 (第3回)

日時:令和4年6月29日(水)13:30~

場所:大竹市上下水道局1F大会議室

次第

1	広島西部地域水道用水供給事業について・・	3
2	受水費の減額による影響・・・・・・・	5
3	料金改定の方向性・・・・・・・・・・	6
4	水道料金改定案・・・・・・・・・・・・	7
5	下水道料金改定案・・・・・・・・・)	L 1

1 広島西部地域水道用水供給事業について

1 水道用水の料金

これまでの審議会で説明のとおり、大竹市では自己水(南部地域)と県用水(北部地域)による給水を行っています。県用水からの受水に対しては、使用料として年間約100,000千円の受水費を支払っています。これについて広島県より令和5年4月より料金の引き下げを実施する予定である旨提案がありました。ただし、これは確定事項では無く、新たに設置される企業団の条例で定める事項になります。

改定前(税抜):基本料金 32.27円/m³ 使用料金 56.54円/m³ 改定後(税抜):基本料金 28.55円/m³ 使用料金 50.02円/m³

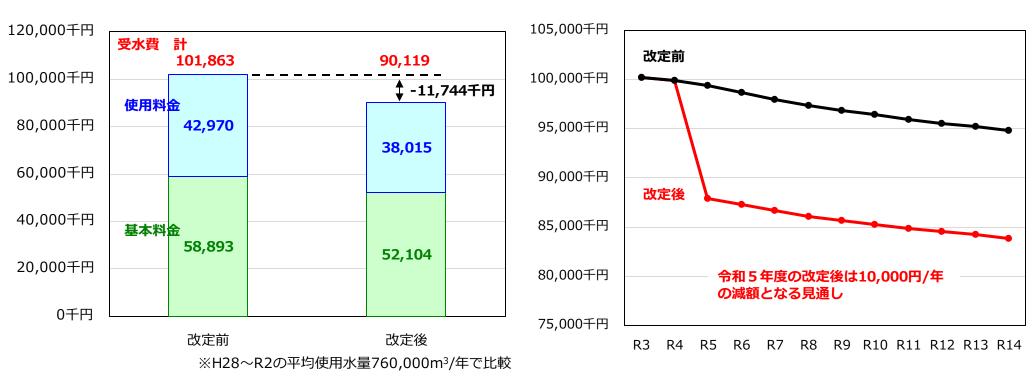


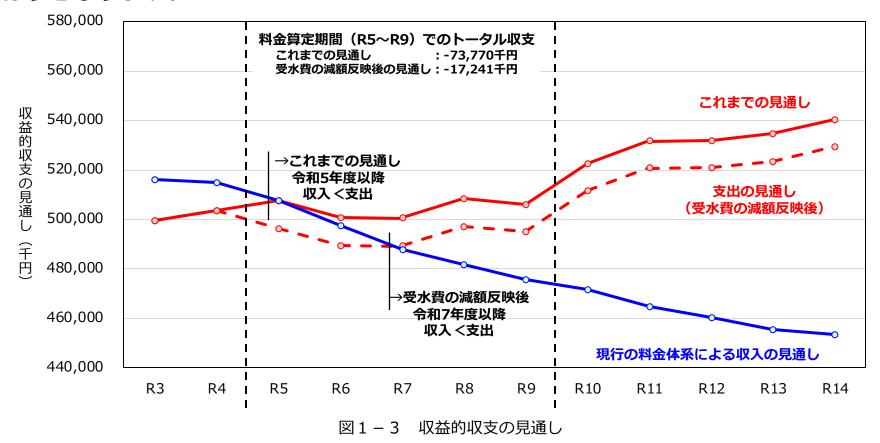
図1-1 改定前後の受水費(税抜)の比較

図1-2 受水費(税抜)の見通し

1 広島西部地域水道用水供給事業について

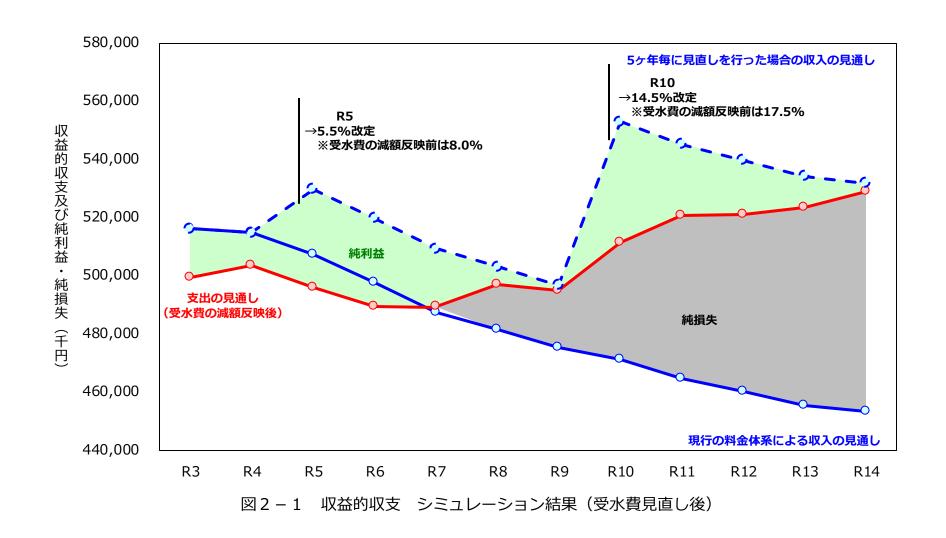
2 財政見通しへの影響

受水費が減額となることから、収益的支出においてはこれまでの見通しから年間約 10,000千円減少する見込みです。これまでは令和5年度に純損失へと転じる見通しとなっていましたが、受水費の減額を反映した結果、令和7年度に純損失へと転じる見通しとなります。純損失が発生する時期が後ろ倒しとなるものの、料金算定期間に設定した5ヶ年のトータル収支はいずれもマイナスとなります。将来の財政見通しは以下のとおりとなります。



2 受水費の削減による影響

第2回審議会では目標改定率を8.0%として審議し承諾を得ました。しかし、受水費が減額となった場合には、必要改定率が5.5%となる見込みです。



3 料金改定の方向性

1 受水費の削減に伴う料金改定の方向性

県用水の料金の引き下げは確定事項では無く、今後の動向を注視する必要がありますが、現在の受水費減額案を反映した場合にはこれまでの必要改定率から2.5ポイント引き下げられる見込みです。県用水の料金の引き下げの提案を受けて、改めて今回の料金改定をどうするか審議する必要性が有ります。

表3-1 必要改定率によるメリット・デメリット

	これまでの改定案とする場合 (8.0%改定)	受水費の減額を反映する場合 (5.5%改定)	延期とする場合 (半年~1年を想定)
メリット	 純利益を確保することで将来の工事に備えた積立金とすることができる。 →将来への負担を軽減 受水費の引き下げが実現しなった場合でも健全な経営が継続できる。 →財政見通しではコロナ禍による収益増を含んだ試算となっていることから、不確定要素を排除できる。 	 ・ 受水費の減額分をそのまま料金に反映させるため、そのメリットを利用者が実感し易い。 ・ 一般用と業務用の料金の格差を縮小することができる。 →5.5%改定とする場合の体系案は次頁以降参照 	 ・県用水の動向が明らかになった後に、実態に即した形での改定が可能となる。 →この場合、県用水の料金が令和4年度末頃に決まると想定されるため、改定時期を令和5年度10月目標とする。
デメリット	受水費が減額となった場合には、そのメリットを利用者が実感し辛い。	• 受水費の引き下げが実現しなかった場合には、収益的収支において積立金からの充当が必要となる。	 下水道事業においては既に財政状況が逼迫しており、延期することが困難である。 →下水道事業と改定時期をずらすことは利用者の混乱を招く恐れがある。

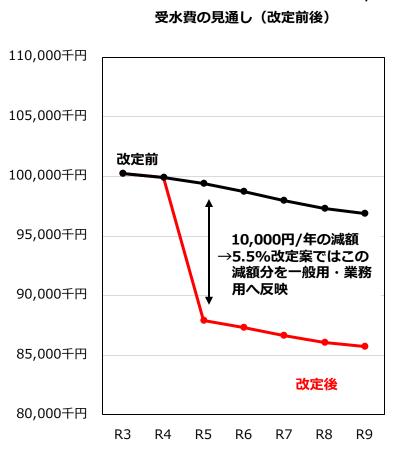
4 水道料金改定案

1 改定率5.5%とした場合の料金体系案について

改定率を5.5%とする場合には、これまでの8%改定案を基本に、**一般用と業務用の料金格差を縮小する**ことを目的とした2案を設定しています。

A案:減額が想定される10,000千円により、業務用の料金を抑えたパターン

B案:減額が想定される10,000千円により、一般用と業務用の料金を抑えたパターン



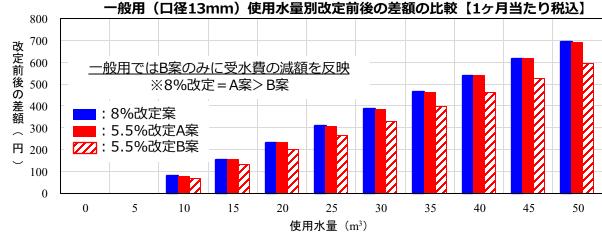




図4-1 5.5%改定案のイメージ

※体系案の詳細は次頁のとおり

4 水道料金改定案

赤字:現行からの変更箇所 青字:8%改定からの変更箇所

表4-1 改定案の比較(税込)

		23.7	1 战龙来吃起来		5.5%改定	
			現行	8.0%改定		
※現行の基本料金にはメ	ーター使用料を含む。				A案	B案
	基本水量(m ^{3/} 2ヶ月)		20	16	16	16
 家事用 (改定後は一般用)	基本料金(円/2ヶ月)		1,441	1,441	1,441	1,441
※口径13mm比較	超過料金(円/m³)	17~20m³		38.5	38.5	33
		21m³~	147.4	162.8	162.8	160.6
	基本水量(m³/2ヶ月)		40	32	16	16
	基本料金(円/2ヶ月)		5,258	4,972	2,421	3,280
業務用 ※口径20mm比較	超過料金(円/m³)	17~32m³			110	82.5
		33~40m³		55		02.3
		41m³∼	184.8	198	198	198
	基本水量(m ^{3/} 2ヶ月)		400	400	400	400
工場用	基本料金(円/2ヶ月)		60,918	62,634	62,634	62,634
※口径75mm比較	比較	211.2	203.5	203.5	203.5	
		2001m³∼	211.2	211.2	211.2	211.2

4 水道料金改定案

2 使用水量別の料金比較

※東京都の調査を参考に世帯 別の使用水量を設定

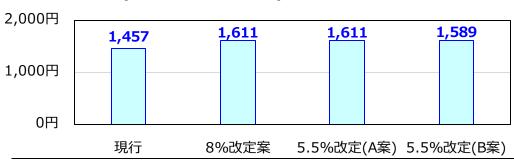
(1) 一般用料金(口径13mm)の比較(税込)

基本水量 現行:10m3/月 改定案:8m3/月



	1日/二		5.5%i	改定案
	現行 8%改定案	A案	B案	
基本料金	720.5	720.5	720.5	720.5
超過料金	0	0	0	0
計	720	720	720	720

②2人世帯(15m³/月使用)



	1日/二	0.0/ 小宁安	5.5%改定案	
	現行 8%改定案		A案	B案
基本料金	720.5	720.5	720.5	720.5
超過料金	737	891	891	869
計	1,457	1,611	1,611	1,589

③4人世帯(23m³/月使用)



	1日4二		5.5%	改定案
	現行	8%改定案	A案	B案
基本料金	720.5	720.5	720.5	720.5
超過料金	1,916.2	2,193.4	2,193.4	2,153.8
計	2,636	2,913	2,913	2,874

B案

0

1,640

水道料金改定案

(2)業務用料金(口径20mm)の比較(税込)

基本水量 現行: 20m³/月 8%改定案:16m³/月 5.5%改定案: 8m3/月

1,210

5.5%改定案 現行 8%改定案 A案 基本料金 2,629 2,486 1,210.55 1,640.1 超過料金 0 0 0

2,629

計

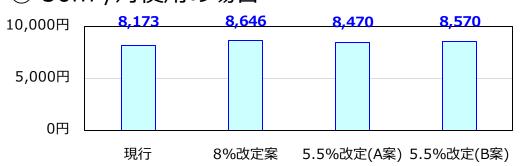
① 8m³/月使用の場合							
3,000円	2,629	2,486					
2,000円			1,210	1,640			
1,000円							
0円							
	現行	8%改定案	5.5%改定(A案) 5.	5%改定(B案)			



	現行	8%改定案	5.5%改定案	
		0 %以止杀	A案	B案
基本料金	2,629	2,486	1,210.55	1,640.1
超過料金	0	220	1,320	990
計	2,629	2,706	2,530	2,630

2,486

③ 50m³/月使用の場合



	珥仁	0.0/ 地宁安	5.5%	改定案
	現行	8%改定案	A案	B案
基本料金	2,629	2,486	1,210.55	1,640.1
超過料金	5,544	6,160	7,260	6,930
計	8,173	8,646	8,470	8,570

下水道料金改定案

表5-1 改定案の比較(税込)

赤字:現行からの変更箇所 青字:8%改定からの変更箇所

項目			現行	8.0%改定	今回提示案
	基本水量(m ^{3/} 2ヶ月)		20	16	16
家事用	基本料金(円/2ヶ月)		1,708	1,708	1,708
(改定後は一般用)	≠77.24.1/~ (□ /~3)	17~20m³		44.0	44.0
	超過料金(円/m³)	21m³~	194.7	214.5	214.5
	基本水量(m ^{3/} 2ヶ月)		40	32	16
	基本料金(円/2ヶ月)		6,616	6,248	5,489
業務用	超過料金(円/m³)	17~32m³			33.0
未伤用		33~40m³		33.0	33.0
		41~201m³	- 245.3	242.0	264.0
		201m³∼		264.0	204.0
	基本水量(m³/2ヶ月)		400	400	400
工場用	基本料金(円/2ヶ月)		75,262	77,528	77,528
上物用 	超過料金(円/m³) 2,001m³~	401~2,000m³	277.2	264.0	264.0
		2//.2	277.2	277.2	

下水道料金改定案

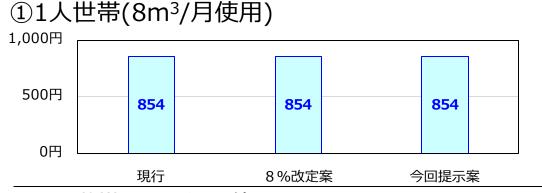
今回提示案による使用水量別の料金比較

※東京都の調査を参考に世帯 別の使用水量を設定

OUTUNIA ~ LL == / 1H/1 /

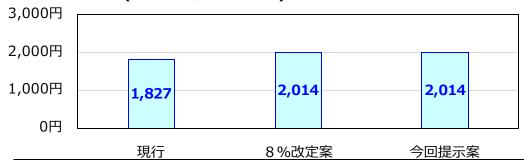
現行:10m³/月 改定案:8m³/月 基本水量

(T)	一般用料金の比較	(稅込)



項目	現行	8%改定案	今回提示案
基本料金	854.0	854.0	854.0
超過料金	0	0	0
計	854	854	854

②2人世帯(15m³/月使用)



項目	現行	8%改定案	今回提示案
基本料金	854.0	854.0	854.0
超過料金	973.5	1,160,5	1,160,5
計	1,827	2,014	2,014

③4人世帯(23m³/月使用)



項目	現行	8%改定案	今回提示案
基本料金	854.0	854.0	854.0
超過料金	2,531.1	2,876.5	2,876.5
計	3,385	3,730	3,730

2,744

下水道料金改定案

今回提示案による使用水量別の料金比較

(2)業務用料金の比較(税込)



今回提示案: 8m³/月			
項目	現行	8%改定案	今回提示案
基本料金	3,308.0	3,124.0	2,744.5
超過料金	0	0	0

基本水量 現行: 20m3/月 8%改定案: 16m3/月

3,124.0

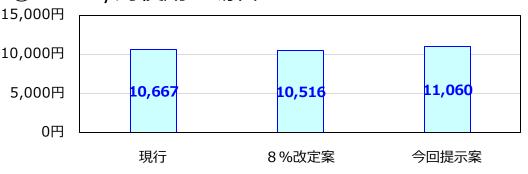
(2) 2Un 4,000円	13/月使用の場		
2,000円	3,308	3,256	3,140
0円			
	現行	8%改定案	今回提示案

項目	現行	8%改定案	今回提示案
基本料金	3,308.0	3,124.0	2,744.5
超過料金	0	132.0	396.0
計	3,308	3,256	3,140

3,308

計

③ 50m³/月使用の場合



項目	現行	8%改定案	今回提示案
基本料金	3,308.0	3,124.0	2,744.5
超過料金	7,359.0	7,392.0	8,316.0
計	10,667	10,516	11,060